

# 日本男声合唱協会規約

平成 29 年 4 月 1 日制定

(名称)

第 1 条 本協会は、日本男声合唱協会（英文名：Japan Male Chorus Association, 略称：JAMCA）と称する。

(目的)

第 2 条 本協会は、男声合唱団の相互協力及び交流を図るとともに、男声合唱活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 演奏会の開催
- (2) 機関紙の発行
- (3) 男声合唱にかかる資料及び情報の収集並びに公開
- (4) 男声合唱曲の委嘱、出版及び録音
- (5) その他適当と認めた事業

(会員)

第 4 条 本協会は、次に掲げる団体（男声合唱団に限る。以下同じ。）又は個人の会員により組織する。

- (1) 団体会員 本協会の事業に賛同する社会人の団体
- (2) 団体準会員 本協会の事業に賛同する学生の団体
- (3) 個人会員 本協会の事業に賛同する個人で理事団体が推薦する者

2 本協会は、前項に規定する会員のほか、本協会の趣旨に賛同し、本協会の事業の円滑な実施に協力する団体又は個人を賛助会員とすることができる。

(登録)

第 5 条 団体会員及び団体準会員になろうとする団体は、別紙様式の登録申請書に年会費を添えて、事務局長まで願い出るものとする。

2 理事団体は、個人会員として推薦する者にかかる登録申請書及び推薦書により事務局長まで申し出るものとする。

3 賛助会員になろうとする団体又は個人は、別紙様式の登録申請書に年会費を添えて、事務局長まで願い出るものとする。

(登録期間)

第 6 条 登録の期間は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終るものとする。

(登録の更新)

第 7 条 登録を更新するときは、毎年 3 月末日までに年会費を納付しなければならない。

(登録の取消)

第 8 条 本協会の登録を取消すときは、書面により事務局長まで届出るものとする。

2 第 18 条に規定する年会費の納付を督促を受けてなお納付しないときは、登録を抹消するものとする。

3 その他、団体会員、団体準会員、個人会員及び賛助会員として相応しくないと理事会が判断するときは、登録を抹消することがある。

(登録事項の変更)

第 9 条 登録事項に変更があったときは、速やかに事務局長まで届出るものとする。

(サービスの提供)

第 10 条 団体会員、団体準会員及び個人会員は、次のサービスの提供を得ることができる。

- (1) 本協会の主催する事業への参加
- (2) 本協会の主催する演奏会への招待
- (3) 本協会の発行する機関紙の贈呈
- (4) その他本協会の提供するサービス

2 賛助会員は、前項第 2 号、第 3 号及びその他理事会が定めるサービスの提供を得ることができる。

(理事会)

第 11 条 本協会は、最高議決機関として理事会をおく。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 本協会の運営に関すること
- (2) 本協会の事業に関すること
- (3) 理事団体及び監事団体の任命、解任に関すること
- (4) 事務局長、会長及び顧問の人事に関すること
- (5) 予算及び決算に関すること

(6) 本規約の改正に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

3 理事会は、年に1回、事務局長が招集する。ただし、事務局長が必要と認めた場合には、招集することができる。また、全理事団体の3分の2以上の要求があった場合には、招集しなければならない。

4 理事会は、委任状を含め全理事団体の出席を要する。

5 理事会は、全理事団体の3分の2以上の賛成により議決する。

(事務局長)

第12条 本協会は、その事務を統轄する事務局長をおく。

2 事務局長の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 事務局長に事故あるときには、あらかじめ理事会の指定する者がその職務を代行する。

4 事務局長が必要と認めるときは、事務局員をおくことができる。

(理事団体)

第13条 理事団体は、理事会を構成し、本協会の運営を審議し、事業の遂行にあたる。

2 理事団体は、団体会員の中から理事会が任命する。

3 理事団体の定員は、3団体以上8団体以下とする。

4 理事団体の任期は3年とし、再任を妨げない。

(監事)

第14条 監事団体は、会計を監査する。

2 監事団体は、理事団体以外の団体会員の中から理事会が選出する。

3 監事団体の定員は2団体とする。

4 監事団体の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、連続して任期を務める場合は2期を限度とする。

(会長・顧問)

第15条 本協会に、会長及び顧問をおくことができる。

2 会長及び顧問は、理事会の議決を経て事務局長が委嘱又は解任する。

3 会長は、本協会を代表し、理事会の決定に基づき会務を主宰する。

4 会長不在の場合又は会長より申し出があった場合には、事務局長がその職務を代行する。

5 顧問は、本協会の運営について、会長及び事務局長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

(会計)

第16条 本協会の経費は、会費及びその他の収入により支弁する。

(会計年度)

第17条 本協会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月28日に終る。

(会費)

第18条 本会の年会費は、別表のとおりとする。ただし、会計年度の途中で登録する場合も同額とする。

2 一旦納付された年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(委任)

第19条 この規約に定めるほか運営に必要な事項は、事務局長が定める。

(規約改正)

第20条 この規約の改正は、理事会がおこなう。

附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規約の施行日における第12条、第13条、第14条の規定する事務局長、理事団体及び監事団体は次のとおりとし、その任期は平成30年3月31日までとする。

事務局長 鈴木 順 (東海メールクワイアー)

総 務 杉江正裕 (東海メールクワイアー)

会 計 米澤正治 (東海メールクワイアー)

理事団体 弘前メンネルコール (青森県)

東京リーダーターフェル1925 (東京都)

小田原男声合唱団 (神奈川県)

東海メールクワイアー (愛知県)

広島メンネルコール (広島県)

グリーンクラブ香川 (香川県)

監事団体 やまびこ男声合唱団 (大分県)

大阪メンズコーラス (大阪府)

表（第18条関係）

区分	年会費
理事団体	20,000 円
監事団体	10,000 円
団体会員	10,000 円
団体準会員	3,000 円
個人会員	2,000 円
賛助会員	1 口 10,000 円 (1 口以上)